

令和 8 年（フ）第 2 5 9 号

神奈川県平塚市横内4334番地 レオン横内 D－1
債務者 西田 初幸

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 25 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 11 月 4 日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 8 年（フ）第 3 6 9 号

神奈川県小田原市鴨宮303番地
債務者 近藤久留実（旧姓池田）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 25 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 11 月 4 日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 8 年（フ）第 3 9 3 号

神奈川県伊勢原市沼目 1 丁目 108 番地の 1
ブライトガーデンズ湘南 103 号
債務者 山口ますみ

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 25 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 11 月 4 日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 8 年（フ）第 8 5 2 号

広島市南区東雲本町 1 丁目 8 番 4－402 号
債務者 友田 英信（旧姓片岡）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 11 月 4 日まで
広島地方裁判所民事第 4 部

破産手続廃止

令和 7 年（フ）第 2 3 7 7 号

東京都新宿区北新宿 1 丁目 1 番 16 号
破産者 株式会社ビー・コーポレーション

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 2 3 7 8 号

東京都港区南麻布 2 丁目 6－23－304
破産者 安田 温美

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 3 0 2 2 号

東京都国立市富士見台 1 丁目 13 番 9－304 号
破産者 総建産業株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 3 0 2 3 号

東京都調布市深大寺東町 8 丁目 26－1－202、
開始決定時の住所東京都国立市富士見台 1 丁目 13－9－304
破産者 棚谷 芳彦

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 6 2 3 3 号

東京都足立区神明 3 丁目 8－15－105
破産者 染矢 静香

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 8 0 2 0 号

東京都葛飾区亀有 3 丁目 27－30、開始決定時の住所東京都葛飾区亀有 3 丁目 33－15－302
破産者 荒井さくら子（旧姓榮野川）

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 8 3 6 9 号

東京都足立区中央本町 1 丁目 18 番 12－204 号
破産者 株式会社 D＆F

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 8 3 7 0 号

東京都足立区中央本町 1 丁目 18－12－204
破産者 宮崎 明

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 9 2 号

東京都練馬区谷原 1 丁目 9－6－602
破産者 平崎 里枝

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 7 6 5 号

東京都千代田区麹町 3 丁目 5 番 2 号 ビュ
レックス麹町 1102
破産者 株式会社 H A R I B I N

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 0 3 9 号

東京都港区南青山 6 丁目 2 番 9 号 南青山 N
Y K ビル 6 階
破産者 フォーザウィン株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 2 5 8 号

東京都練馬区豊玉中 3 丁目 17 番 11 号 1 A
破産者 有限会社 ジャパンサニター

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 2 9 8 号

東京都港区赤坂 2 丁目 6－15－712
破産者 小西 悠平

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 3 9 7 号

東京都江東区毛利 1 丁目 5－12－105
破産者 澁江 孝一

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 7 9 2 号

東京都目黒区青葉台 3 丁目 13－11－2 階
破産者 株式会社 スマートヤメマス

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 3 9 3 号

東京都世田谷区北烏山 7 丁目 2－17－403
破産者 原田美智夫

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 0 3 号

東京都練馬区東大泉 2 丁目 12－15－202
破産者 太田 ひとみ

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部